

公表

第47回技能五輪全国大会「家具職種」持参工具一覧

区分	種類	例
手工具	かんな	平かんな、小がんな、きわがんな 等
	のみ	追い入れのみ、向待ちのみ、薄のみ 等
	のこぎり	両刃のこぎり、胴付きのこぎり、ほぞびきのこぎり 等
	打ち付け具	げんのう、金槌、木槌、打ち当て 等
	墨付け具	白書き、けひき、鉛筆、消しゴム 等
	定規	さしがね、直角定規、留め定規、自由定規 挽き当て定規 等
	固定具・接着用具	ドライバ、Fクランプ、端金、ベルト（フレーム）クランプ、ローラ、刷毛、のりべら、粘着テープ 等
	測定具	ノギス、鋼製直尺 等
	その他	砥石、油つぼ、木口台、サンドペーパー 等
電動工具	本体	電動ルータ、電動トリマ、電動ドライバ（インパクトドライバ）、ジョイントカッタ、電動サンダ
	刃物 等	ドリルビット、ルータービット、ドライバービット
治具	だぼの位置決め用治具	

- 注：（1）上記の手工具の種類については、大まかな分類である。したがって、選手は、公開図面を検討して必要と思われる手工具を持参すること。
- （2）電動ルータ、電動トリマ、電動ドライバ（インパクトドライバ）、ジョイントカッタは、競技場設備基準で競技会場に準備されているので、これらの電動工具類を使用してもよい。
- （3）電動工具に使用する刃物類については、競技場設備基準で競技会場に準備されているので、これらの刃物類を使用してもよい。
- （4）手工具および電動工具（刃物も含む）について同種のものは、予備工具（3個以内）を持参してもよい。
- （5）治具類は、仕様書に記載されているもの以外は使用禁止とする。なお、だぼ位置決め用治具はあらかじめ準備しておくか競技当日制作してもよい（競技中の治具の制作に要する時間は、競技時間に含まれる）。ただし、尺棒や馬鹿棒などの墨付け用（割付用）治具は、競技中に制作して使用してもよいが、競技前に制作したものは使用できない。
- （6）挽き当て定規は45° および90° のみとする。